

不安をあおる ふとんの訪問販売に気をつけて！

Q. 業者の男性が「布団のクリーニングですが、布団の材質は何ですか？」と玄関に入ってきた。よく分からないと言うと家に上がり、使っている布団を見て「このまま使っていると湿ってくる」と言い出し、「身体に良い布団」の購入を迫られた。高額なので断ったが、それでも延々と勧誘され、断りきれずに契約した。書面の裏にクーリングオフしないと書かされたが、2日後に電話で解約を申し出たところ、業者から「採寸を取って製作した。布団を使用した場合は解約できない」等と断られた。 (70歳代 女性)

A. 身体によくないと不安をあおるなど、言葉巧みに契約するまで執拗に勧誘を続ける悪質な訪問販売業者がいます。訪問販売では勧誘に先立ち、販売目的を告げなければなりません。また、断りの意思を伝えたにも関わらず再度、勧誘することは禁止されています。業者が解約を拒んでも、訪問販売で契約をした場合には法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフが可能です。ハガキに必要事項を記入し特定記録郵便で発信しましょう。布団を使用してもそのまま返せます。費用は一切必要ありません。トラブルにあわないためには、要らないものは「要らない」ときっぱり断る事です。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、すぐにご相談ください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）